

《仮訳(全文)》

欧州包装廃棄物指令 94/62/EC

発行日：1994年12月20日

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。  
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には  
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、  
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。  
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。  
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、  
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが  
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A01994L0062-20180704>

修正者：官報

	No.	page	date
▶ <u>M1</u>	欧州議会および 欧州議会の規則(EC)No 1882/2003 (2003年9月29日の評議会)	L 284	1 2003.10.31
▶ <u>M2</u>	欧州議会および 理事会 の指令 2004/12 / EC (2004年2月11日)	L 47	26 2004.2.18
▶ <u>M3</u>	欧州議会および 理事会 の指令 2005/20 / EC (2005年3月9日)	L 70	17 2005.3.16
▶ <u>M4</u>	欧州議会および 欧州議会の規則(EC)No 219/2009 (2009年3月11日の評議会)	L 87	109 2009.3.13
▶ <u>M5</u>	2013年2月7日の欧州委員会指令 2013/2/EU	L 37	10 2013.2.8
▶ <u>M6</u>	欧州議会および 欧州議会の指令(EU)2015/720 (2015年4月29日の評議会)	L 115	11 2015.5.6
▶ <u>M7</u>	欧州議会および 欧州議会の指令(EU)2018/852 (2018年5月30日の評議会)	L 150	141 2018.6.14
▶ <u>B</u>	欧州包装廃棄物指令 94/62/EC	L 365	10 1994.12.31

## 目次

- 第1条 目的
- 第2条 対象範囲
- 第3条 定義
- 第4条 防止
- 第5条 再利用
- 第6条 回収とリサイクル
- 第6条 a 目標達成度の算出に関する規定
- 第6条 b 早期警告報告
- 第7条 返却、回収および再資源化システム
- 第8条 マーキングおよび識別システム
- 第8条 a 生分解性および堆肥化可能なプラスチック製レジ袋に関する特定の措置
- 第9条 必須要件
- 第10条 標準化
- 第11条 包装材に含まれる重金属の濃縮レベル
- 第12条 情報システムおよび報告
- 第13条 包装の使用者に対する情報
- 第14条 管理計画
- 第15条 経済的手段
- 第16条 通知
- 第18条 上市の自由
- 第19条 科学的小および技術的進歩への適応
- 第20条 具体的措置
- 第20条 a プラスチック製レジ袋に関する報告
- 第21条 委員会の手続き
- 第21条 a 委任の行使
- 第22条 国内法における実施
- 第23条 —
- 第24条 —
- 第25条 —

付属書 I 第3条(1)で言及される基準の具体的な例

付属書 II 包装材の構成ならびに回収可能性に関する本質的な要求事項

付属書 III 包装材および包装廃棄物に関する加盟国のデータベースに含めるべきデータ

付属書 IV 第6条(1a)の(d)に従って提出される実施計画書

## 第1条 目的

1. 本指令は、包装および包装廃棄物の管理に関する各国の措置を調和させることにより、すべての加盟国および第三国の環境への影響を防止し、またはその影響を低減して、高いレベルの環境保護を提供することを目的とする。

また、域内市場の機能を確保し、貿易への障害と域内競争の歪みおよび制限を回避することを目的とするものである。

2. 本指令は最優先事項として包装廃棄物の発生を防止することを目的とする。本指令は最優先事項として包装廃棄物の発生を防止することを目的とする。また追加の基本原則として、包装の再利用、リサイクルおよび他の形態の包装廃棄物の回収を規定する。つまり、循環経済への移行に貢献するために、当該廃棄物の最終処分を減らすことを目的とした措置を規定するものである。

## 第2条 対象範囲

1. 本指令は、産業、商業、オフィス、店舗、サービス、家庭、その他あらゆるレベルでの使用または排出を問わず、使用される材料に関係なく、域内の市場に出されるすべての包装とすべての包装廃棄物を対象としている。
2. 本指令は、包装された製品の安全性、健康保護および衛生に関するもの等の包装に関する既存の品質要件、既存の輸送要件、または有害廃棄物に関する 1991 年 12 月 12 日の理事会指令 91/689/EEC の規定を損なうことなく適用されるものとする。

## 第3条 定義

本指令の目的において：

1. 「包装」とは、原材料から加工品まで、生産者から使用者または消費者に至るまで、商品のとじ込み、保護、取扱い、配送および提供に使用される、あらゆる性質のあらゆる材料で作られたすべての製品を指すものとする。同じ目的で使用される「再利用不可」の品目も、包装を構成するものとみなす。

「包装」は、以下のもののみから構成される。

- (a) 販売用包装または一次包装。

購入時点で最終使用者または消費者に対する販売単位を構成するように考えられた包装。

- (b) 集合包装または二次包装。

最終使用者または消費者にそのように販売されるか、または販売時点において棚を補充するための手段としてのみ機能するかを問わず、購入時点において一定数の販売単位の集合を構成するように考えられた包装であり、その特性に影響を与えることなく製品から取り除くことができるもの。

(c) 輸送用包装または三次包装。

物理的取扱いおよび輸送上の損傷を防止するために、多数の販売単位またはグループ化した包装の取扱いおよび輸送を容易にするように考案された包装。

輸送用包装には、道路、鉄道、船舶、航空コンテナは含まれない。

「包装」の定義は、さらに以下に示す基準に基づいて行うものとする。

付属書 I に記載された品目は、これらの基準を適用する際の例示である。

- (i) その品目が製品の不可欠な部分であり、製品の寿命を通じてその製品を含み、支え、保つために必要であり、すべての要素と一緒に使用、消費または廃棄されることを意図している場合を除き、包装が果たすかもしれない他の機能を損なうことなく上記の定義を満たす場合、その品目は包装とみなされるものとする。
  - (ii) 販売時に充填されるよう設計され意図された品目、および販売時に充填され、または設計され意図された「使い捨て」品目は、包装機能を果たす限り、包装とみなされるものとする。
  - (iii) 包装に組み込まれた包装部品および付属的要素は、それらが組み込まれた包装の一部とみなされる。製品に直接組み込まれた、または製品に装着された補助的な要素で、包装機能を果たすものは、それらがこの製品の不可欠な部分であり、すべての要素と一緒に消費または処分されることを意図していない限り、包装とみなされるものとする。
- 1a. 「プラスチック」とは、欧州議会および理事会の規則(EC)No1907/2006 の第 3 条(5)の意味におけるポリマーで、添加物または他の物質が添加されている場合があり、レジ袋の主要構造部品として機能することができるものを意味するものとする。
- 1b. 「プラスチック製レジ袋」とは、商品または製品の販売時に消費者に提供される、プラスチック製の取っ手付きまたは取っ手なしのレジ袋を意味するものとする。
- 1c. 「軽量プラスチック製レジ袋」とは、厚さが 50 ミクロン以下のプラスチック製レジ袋を意味するものとする。

1d.「超軽量プラスチック製レジ袋」とは、厚さが 15 ミクロン以下のプラスチック製レジ袋で、衛生目的のために必要なもの、または食品廃棄物の防止に役立つ場合に未包装食品の一次包装として提供されるものを意味するものとする。

1e.「酸化分解性プラスチック製レジ袋」とは、プラスチック材料の微小断片への分解を触媒する添加物を含むプラスチック材料で作られたプラスチック製レジ袋を意味するものとする。

2.「包装廃棄物」とは、指令 2008/98/EC の第 3 条に定める廃棄物の定義に該当する包装または包装材料で、生成物の残渣を除くものとする。

2a.「再利用可能な包装材」とは、それが考案されたのと同じ目的のために再充填または再利用されることによって、そのライフサイクル内に複数回の使用または循環を達成するように考案、設計および市場に投入された包装材を意味するものとする。

2b.「複合包装材」とは、手で分離することができない異なる材料の 2 つ以上の層で作られ、内側の容器と外側の筐体からなる単一の一体型ユニットを形成し、そのように充填、保管、輸送される包装材を意味するものとする。

2c.指令 2008/98/EC の第 3 条に定める「廃棄物」、「廃棄物管理」、「収集」、「分別収集」、「防止」、「再利用」、「処理」、「回収」、「リサイクル」、「廃棄」および「拡大生産者責任制度」の定義が適用される。

11.包装に関する「経済事業者」とは、包装材料の供給者、包装の製造者および加工者、充填者および使用者、輸入者、取引者および販売者、当局および法定組織を意味するものとする。

12.「任意協定」とは、加盟国の管轄公共機関と関係する経済部門との間で締結される正式な協定を意味し、本指令の目的に向けて取り組むという観点から、協定の条件を満たすことを希望するすべての関係者に開かれたものでなければならないものとする。

#### 第 4 条 防止

1.加盟国は、第 9 条に従って講じる措置に加えて、包装廃棄物の発生を防止し、包装の環境への影響を最小限にするために、他の予防措置を実施することを確保しなければならない。

そのような他の予防措置は、国家プログラム、包装の環境への影響を最小限に抑えるための拡大生産者責任制度による奨励金、または適切な場合には、経済事業者、消費者および環境団体と協議して採択され、予防に関して加盟国内で行われている多くの取組をまとめ、活用するように設計された同様の活動からなる場合がある。

加盟国は、指令 2008/98/EC の付属書 IVa に示されるような廃棄物階層を適用するためのインセンティブを提供する経済的手段およびその他の手段、またはその他の適切な手段および方法を利用するものとする。

1a.加盟国は、自国の領土における軽量プラスチック製レジ袋の消費の持続的な削減を達成するための措置を講じるものとする。

それらの措置には、国家削減目標の使用、経済的手段の維持または導入、ならびに第 18 条からの逸脱による販売規制が含まれるが、これらの規制が釣り合いのとれた非差別的なものであることが条件である。

このような措置は、軽量プラスチック製レジ袋が回収または廃棄される際の環境への影響、堆肥化特性、耐久性、特定の使用目的によって異なる可能性がある。

加盟国が講じる措置は、以下のいずれかまたは両方を含むものとする。

(a) 2019 年 12 月 31 日までに年間の消費レベルが 1 人当たり 90 個の軽量プラスチック製レジ袋、2025 年 12 月 31 日までに 1 人当たり 40 個の軽量プラスチック製レジ袋、または重量で定められた同等の目標を超えないことを保証する措置を採用する。  
ただし、超軽量プラスチック製レジ袋は、国の消費目標から除外することができる。

(b) 2018 年 12 月 31 日までに、同等の効果的な手段が実施されない限り、商品または製品の販売時点において軽量プラスチック製レジ袋が無料で提供されないことを保証する文書の採用を行う。  
ただし、超軽量プラスチック製レジ袋は、これらの措置から除外することができる。

2018 年 5 月 27 日から、加盟国は、第 12 条に従って包装および包装廃棄物に関するデータを欧州委員会に提供する際に、軽量プラスチック製レジ袋の年間消費量について報告するものとする。

2016 年 5 月 27 日までに、欧州委員会は、一人当たりの軽量プラスチック製レジ袋の年間消費量の計算方法を定め、第 12 条(3)に基づいて採用した報告様式を適応させる法律を採択しなければならない。当該法律は、第 21 条(2)に言及される規制手続きに則るものとする。

1b.第 15 条を損なうことなく、加盟国は、あらゆる種類のプラスチック製レジ袋に関して、その厚さにかかわらず、経済的手段や国家削減目標などの措置を講じることができる。

1c.欧州委員会および加盟国は、少なくとも 2016 年 11 月 27 日以降の最初の 1 年間、軽量プラスチック製レジ袋の過剰消費による環境への悪影響に関する公的情報および意識向上キャンペーンを積極的に奨励するものとする。

2.欧州委員会は、第 10 条に従い、適切な欧州基準の策定を奨励することにより、防止を促進することを支援するものとする。規格は、第 9 条と第 10 条に従って、包装の環境への影響を最小限にすることを目的とする。

## 第 5 条 再利用

1.指令 2008/98/EC の第 4 条に規定する廃棄物の階層に沿って、加盟国は、食品衛生または消費者の安全を損なうことなく、環境に優しい方法で、条約に準拠して、市場に出される再利用可能な包装の割合および包装を再利用するシステムの増加を奨励する措置を講じるものとする。

このような措置には、特に次のものを含むことがある。

- (a)デポジット-返却制度の利用。
- (b)質的または量的目標の設定。
- (c)経済的インセンティブの採用。
- (d)包装の一連の流れごとに、毎年市場に出される再利用可能な包装の最低割合を設定すること。

2.加盟国は、包装材を再利用するシステムの一部として初めて市場に出され、再利用された再利用可能な販売用包装材の過去 3 年間の平均シェアを考慮することにより、ある年につき第 6 条 (1)の(f)から(i)までに言及する目標の調整レベルを達成することを決定することができる。

調整後の水準は、以下を減算することにより算出するものとする。

- (a)第 6 条第 1 項(f)および(h)に定める目標から、同項第一号に掲げる再利用可能な販売用包装が市場に出されている全ての販売用包装に占める割合、および
- (b)第 6 条第 1 項(g)および(i)に定める目標のうち、それぞれの包装材料からなる同項第 1 段落の再利用可能な販売用包装が市場に出されている当該材料からなるすべての販売用包装に占める割合。

なお、それぞれの調整目標水準の算定には、当該割合の 5%以上を考慮しないものとする。

3.加盟国は、第 6 条第 1 項の(f)、(g)(ii)、(h)および(i)(ii)に定める目標の計算において、再利用のために補修される木製包装の量を考慮することができる。

4.本条第 2 項および第 3 項の適用に関する条件を統一するため、欧州委員会は、2019 年 3 月 31

日までに、データの計算、検証および報告ならびに本条第3項に基づく目標の計算のための規則を定める法律を採択するものとする。これらの法律は、第21条第2項における審査手続きに基づいて採択されるものとする。

5.2024年12月31日までに、欧州委員会は、第12条および付属書IIIに従って加盟国が提供する再利用可能な包装に関するデータを、算定規則を含む包装の再利用に関する定量的目標の設定の可能性および包装の再利用を促進するためのその他の措置を検討する目的で、審査するものとする。そのために、欧州委員会は、適切であれば立法案を添付した報告書を欧州議会および理事会に提出するものとする。

## 第6条 回収とリサイクル

1.本指令の目的を遵守するため、加盟国は、その領域全体を対象として、以下の目標を達成するために必要な措置を講じるものとする。

(a)2001年6月30日までに、包装廃棄物の重量で最低50%、最高65%が回収されるか、またはエネルギー回収可能な廃棄物焼却設備で焼却される。

(b)2008年12月31日までに、包装廃棄物の最小重量として60%が、エネルギー回収可能な廃棄物焼却設備で回収または焼却される。

(c)2001年6月30日までに、包装廃棄物に含まれる包装材全体の重量で最低25%から最高45%が、各包装材について重量で最低15%がリサイクルされる。

(d)2008年12月31日までに、包装廃棄物の重量の55%以上80%以下がリサイクルされる。

(e)2008年12月31日までに、包装廃棄物に含まれる材料について、以下の最低リサイクル目標を達成すること。

(i)ガラスは60重量%。

(ii)紙および板紙は、60重量%。

(iii)金属は50重量%。

(iv)プラスチックは、22.5重量%。ただし、プラスチックに再利用される材料のみ対象とする。

(v)木材は15重量%。

(f)2025年12月31日までに、すべての包装廃棄物の最低65重量%をリサイクルする。



(g)2025年12月31日までに、包装廃棄物に含まれる以下の特定の材料について、リサイクルのための以下の最小重量目標を達成すること。

- (i)プラスチックの50%。
- (ii)木材の25%。
- (iii)鉄系金属の70%。
- (iv)アルミニウムの50%。
- (v)ガラスの70%。
- (vi)紙および段ボールの75%。

(h)2030年12月31日までに、すべての梱包材廃棄物の70重量%以上をリサイクルすること。

(i)2030年12月31日までに、包装廃棄物に含まれる以下の特定の材料について、リサイクルのための以下の最小重量目標を達成すること。

- (i)プラスチックの55%。
- (ii)木材の30%。
- (iii)鉄系金属の80%。
- (iv)アルミニウムの60%。
- (v)ガラスの75%。
- (vi)紙および段ボールの85%。

1a. 第1項の(f)および(h)の点を害することなく、加盟国は以下の条件の下で、第1項の(g)(i)から(vi)および(i)(i)から(vi)で言及される目標の達成期限を最大5年まで延期することができる。

(a)緩和措置は、一つまたは二つの目標について、最大15%までと限定される。

(b)適用除外の結果、一つの目標に対するリサイクル率が30%を下回らないこと。

(c)適用除外の結果、第1項の(g)(v)、(vi)および(i)(v)の単一目標に対するリサイクル率が60%未満に減少していないこと。

(d)本条第1項の(g)または(i)に定めるそれぞれの期限の遅くとも24か月前に、加盟国は、それぞれの期限を延期する意図を委員会に通知し、本指令の付属書IVに従った実施計画を提出すること。加盟国は、当該計画を指令2008/98/ECの第11条(3)の(b)の点に従って提出された実施計画と組み合わせることができる。

1b.欧州委員会は、1a 項の(d)に従って提出された実施計画を受領してから 3 か月以内に、欧州委員会は当該計画が付属書 IV に定める要件に適合していないと考える場合、加盟国に対して当該計画の修正を要求することができる。当該加盟国は、欧州委員会の要請を受けてから 3 か月以内に修正した計画を提出しなければならない。

1c.2024 年 12 月 31 日までに、欧州委員会は、第 1 項の(h)および(i)で定めた目標を維持し、または適切であれば増加させることを目的として、見直しを行うものとする。そのために、欧州委員会は、適切な場合には、立法案を添付した報告書を欧州議会および理事会に提出するものとする。

4.加盟国は、適切な場合には、以下の方法により、包装材およびその他の製品の製造のために包装廃棄物のリサイクルから得られた材料の使用を奨励するものとする。

(a)該当の材料のための市場条件を改善する。

(b)これらの材料の使用を妨げている既存の規制を見直す。

6.第 1 項の措置および目標は、加盟国により公表され、一般市民および経済事業者向けの情報キャンペーンの対象となるものとする。

7.ギリシャ、アイルランド、ポルトガルは、それぞれ固有の状況、すなわち、多数の小島、農村部および山岳部において、現在の低い包装材消費レベルを理由に、以下を決定することができる。

(a)2001 年 6 月 30 日までに、第 1 項(a)および(c)で定めた目標よりも低い目標の達成となったとしても、少なくともエネルギー回収可能な廃棄物焼却施設での回収または焼却のために 25% を達成するものとする。

(b)同時に、第 1 項(a)および(c)の目標の達成を、2005 年 12 月 31 日以前までの期限に延期することとする。

(c)第 1 項(b)、(d)および(e)に掲げる目標の達成を、2011 年 12 月 31 日以前の自ら選択する日まで延期することとする。

10.第 1 項の最大目標を超えるプログラムを設定し、リサイクルと回収のための適切な能力を提供する加盟国は、これらの措置が域内市場の歪みを回避し、他の加盟国による本指令の遵守を妨げないことを条件に、高いレベルの環境保護のために目標の追求が許可されるものとする。

加盟国は、そのような措置を欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、加盟国と協力して、これらの措置が上記の考慮事項に合致しており、恣意的な差別手段または加盟国間の貿易に対する偽装手段とならないことを検証した後、これらの措置を確認するものとする。

11.2003年4月16日の加盟条約により欧州連合に加盟した加盟国は、第1項(b)、(d)および(e)に言及する目標の達成を、チェコ共和国、エストニア、キプロス、リトアニア、ハンガリー、スロベニアおよびスロバキアについては2012年12月31日以前の、マルタについては2013年12月31日、ポーランドについては2014年12月31日およびラトビアについては2015年12月31日以前の自ら選んだ期日まで延期することができるものとする。

## 第6条 a 目標達成度の算出に関する規定

1.第6条(1)の(f)から(i)までに定める目標が達成されたかどうかを計算するために、以下のことを行う。

(a)加盟国は、ある暦年に発生し、リサイクルされた包装廃棄物の重量を計算する。加盟国において発生した包装廃棄物は、当該加盟国において同年度に市場に出された包装の量に等しいとみなしてよい。

(b)包装廃棄物のリサイクル重量は、その後の再処理の対象とならない廃棄物を除去し、高品質のリサイクルを確保するために必要なすべての確認、選別およびその他の予備的作業を経て、廃棄物が実際に製品、材料または物質に再処理されるリサイクル作業に入った廃棄物となった包装の重量として計算されるものとする。

2.第1項(a)の目的のため、リサイクルされた包装廃棄物の重量は、その廃棄物がリサイクル作業に入るときに測定されるものとする。

第1項の適用除外として、再利用される包装廃棄物の重量は、以下の条件を満たす場合、選別作業の出力で測定することができる。

(a)当該出力廃棄物がその後再利用される。

(b)再商品化作業の前の更なる作業により除去され、その後再商品化されない材料または物質の重量は、再商品化されたものとして報告される廃棄物の重量には含まれない。

3.加盟国は、本条第1項(a)ならびに本条第2項(a)および(b)に定める条件が満たされていることを保証するために、包装廃棄物の品質管理およびトレーサビリティの効果的なシステムを確

立しなければならない。

再生包装廃棄物に関して収集されたデータの信頼性と正確性を担保するために、システムは、指令 2008/98/EC の第 35 条(4)に従って設定された電子登録、選別廃棄物の品質要件に関する技術仕様、または様々な廃棄物の種類と廃棄物管理方法それぞれに関する選別廃棄物の平均損失率で構成される場合がある。

平均損失率は、信頼できるデータが他に入手できない場合にのみ使用され、指令 2008/98/EC の第 11 条 a(10)に従って採択された委任行為による規則に基づいて計算されるものとする。

4.第 6 条(1)の(f)から(i)に定める目標が達成されたかどうかを計算するために、好気性または嫌気性処理に入る生分解性包装廃棄物の量は、その処理がコンポスト、消化物、またはリサイクル製品、材料もしくは物質として使用されるべきであり、投入に関連して同量のリサイクル含有量の他の生産物を生成する場合にはリサイクルとみなすことができる。

生産物が土地で利用される場合、加盟国は、この利用が農業または生態系の改善につながる場合にのみ、それをリサイクルとみなすことができる。

5.再処理される前の準備作業の結果として、廃棄物でなくなった包装廃棄物の量は、そのような材料が、元の目的または他の目的に使用される製品、材料または物質へのその後の再処理に向けられたものである場合に、リサイクルとしてカウントすることができる。

ただし、燃料やその他のエネルギー生成の手段として使用されるもの、または焼却、埋め戻し、埋め立てられる予定の最終廃棄物は、リサイクル目標の達成にカウントされないものとする。

6.第 6 条(1)の(f)から(i)に定める目標が達成されたかどうかを計算するために、加盟国は、再生金属が指令 2008/98/EC の第 11 条 a(9)に従って採択された法律に定められた一定の品質基準を満たす場合に、廃棄物の焼却後に分離した金属のリサイクルを、焼却した包装廃棄物の割合に応じて考慮してもよい。

7.他の加盟国におけるリサイクルを目的として他の加盟国に送られた包装廃棄物は、当該包装廃棄物が収集された加盟国によってのみ、第 6 条(1)の(f)から(i)に定める目標の達成に算入される。

8.EU から輸出された包装廃棄物は、本条第 3 項の要件を満たし、欧州議会および理事会の規則 (EC)No1013/2006 に従い、輸出者が廃棄物の出荷が当該規則の要件に準拠し、EU 外での包装廃棄物の処理が関連の EU 環境法の要件とほぼ同等の条件で行われたと証明できる場合にのみ、当該廃棄物が収集された加盟国が本指令の第 6 条(1)に定める目標を達成したとみなすことができる。

9.本条第1項から第5項までの適用のための統一された条件を確保するために、欧州委員会は、2019年3月31日までに、特に発生した包装廃棄物の重量に関するデータの計算、検証および報告に関する規則を定める法律を採択するものとする。

これらの法律は、第21条(2)にいう審査手続きに基づいて採択されるものとする。

#### **第6条 b 早期警告レポート**

1.欧州委員会は、欧州環境機関と協力して、第6条(1)(f)から(i)に定める目標の達成に向けた進捗状況について、同項に定める各期日の3年前までに報告書を作成するものとする。

2.第1項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(a)各加盟国による目標達成の推定値。

(b)それぞれの期限内に目標を達成できないおそれのある加盟国のリストと、当該加盟国に対する適切な勧告。

(c)目標の達成に向けて前進するための指針となり得る、EU全体で使用されているベストプラクティスの例。

#### **第7条 返却、回収および再資源化システム**

1.本指令に定める目的を達成するために、加盟国は、以下を規定するシステムの構築を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(a)使用済み包装材または包装廃棄物を、消費者、その他の最終使用者、または廃棄物の流れから、最も適切な廃棄物管理の代替手段に切り替えるために、返却または回収すること。

(b)回収した包装材や容器包装廃棄物の再利用またはリサイクルを含む回収。

これらのシステムは、関係部門における経済事業者の参加および所轄の公的機関の参加に開かれていなければならない。また、これらの制度は、詳細な取り決めおよび制度へのアクセスのために課される関税を含む非差別的な条件の下で輸入製品に適用され、条約に適合する貿易障壁または競争の歪みを回避するように設計されていなければならない。

2.加盟国は、2024年12月31日までに、指令2008/98/ECの第8条および第8条aに従って、

すべての包装に対して拡大生産者責任制度が確立されることを確保するものとする。

3.第1項および第2項に言及する措置は、すべての包装および包装廃棄物を対象とする政策の一部を形成し、特に、環境および消費者の健康、安全および衛生の保護、包装商品および使用材料の品質、信頼性および技術特性の保護、ならびに工業所有権および商業所有権の保護に関する要件を考慮しなければならない。

4.加盟国は、包装廃棄物の質の高いリサイクルを促進し、関連するリサイクル業界に必要な品質基準を満たすための措置を講じなければならない。そのため、指令 2008/98/EC の第 11 条(1)は、複合包装を含む包装廃棄物に適用されるものとする。

## **第 8 条 マーキングおよび識別システム**

1.理事会は、条約に定める条件に従い、包装の表示について、この指令の発効後 2 年以内に決定するものとする。

2.回収、再利用およびリサイクルを含む回収を促進するため、包装は、関連業界による識別および分類のために、委員会決定 97/129/EC に基づいて使用される包装材料の性質を示さなければならない。

3.包装材は、包装材自体またはラベルのいずれかに適切なマークを付けなければならない。このマークは、はっきりと見え、容易に読み取れるものでなければならない。また、包装を開封した場合も含め、適切な耐久性と持続性があるものでなければならない。

### **第 8 条 a 生分解性および堆肥化可能なプラスチック製レジ袋に関する特定の措置**

2017 年 5 月 27 日までに、欧州委員会は、生分解性および堆肥化可能なプラスチック製レジ袋の連合全体での認識を確保し、消費者に当該バッグの堆肥化特性に関する正しい情報を提供するためのラベルまたはマークの仕様を定めた法律を採択しなければならない。当該法律は、第 21 条(2)に言及される規制手続きに沿って採択されるものとする。

その法律の採択から遅くとも 18 カ月後までに、加盟国は、生分解性および堆肥化可能なプラスチック製レジ袋がその法律に規定された仕様に従ってラベル付けされることを保証するものとする。

## **第 9 条 必須要件**

1.加盟国は、本指令の発効日から 3 年後に、包装が付属書 II を含む本指令で定義されたすべて

の必須要件に適合する場合に限り、市場に出すことができることを保証しなければならない。

2.加盟国は、第 22 条(1)に定める日から、以下の事項に適合する包装の場合、付属書 II を含む本指令に定めるすべての必須要件に適合していると推定するものとする。

(a)関連する整合規格で、その参照番号が欧州共同体の官報に掲載されているもの。加盟国は、これらの整合規格を反映した国家規格の参照番号を公表しなければならない。

(b)第 3 項で言及された関連する国内規格が対象とする分野において、整合規格が存在しない場合は、当該国内規格に適合すること。

3.加盟国は、第 2 項(b)における自国の国家規格のうち、本条における要件に適合すると思われる文書を欧州委員会に伝達しなければならない。欧州委員会は、当該文書を他の加盟国に直ちに送付するものとする。

加盟国は、これらの規格の参考文献を公表しなければならない。欧州委員会は、これらの規格が欧州共同体の官報に掲載されることを確保するものとする。

4.加盟国または欧州委員会が、第 2 項で言及された規格が第 1 項で言及された必須要件を完全に満たしていないと考える場合、欧州委員会または当該加盟国は、指令 83/189/EEC によって設置された委員会に、その理由を示して問題を提起しなければならない。この委員会は、遅滞なく意見を述べなければならない。

委員会の意見に照らして、委員会は、第 2 項および第 3 項で言及された出版物からこれらの規格を撤回する必要があるか否かを加盟国に通知しなければならない。

5.2020 年 12 月 31 日までに、欧州委員会は、特に、再利用のための設計の改善と質の高いリサイクルの促進およびその実施の強化を目的として、必須要件の強化の実現可能性を検討するものとする。そのために、欧州委員会は欧州議会と理事会に報告書を提出し、必要であれば、立法案を添付するものとする。

## 第 10 条 標準化

欧州委員会は、適宜、付属書 II で言及されている必須要件に関連する欧州規格の作成を促進するものとする。

欧州委員会は、特に、以下の事項に関する欧州規格の作成を促進するものとする。

-包装のライフサイクル分析のための基準および方法論。

-包装材中の重金属やその他の危険物質の存在、および包装材と包装廃棄物から環境への放出を測定・検証するための方法。

-適切な種類の包装材に対する包装材中の再生材料の最低含有量に関する基準。

-リサイクル方法に関する基準。

-堆肥化方法および生産された堆肥に関する基準。

-包装の表示に関する基準。

#### **第 11 条 包装材に含まれる重金属の濃縮レベル**

1.加盟国は、包装材または包装部品に存在する鉛、カドミウム、水銀および六価クロムの濃度レベルの合計が以下を超えないことを保証しなければならない。

-第 22 条(i)の日付から 2 年後に重量比 600 ppm。

-第 22 条(i)の日付から 3 年後に重量比 250 ppm、第 22 条(ii)の日付から 5 年後に重量比 100 ppm。

-第 22 条(i)の日付から 5 年後に重量比 100 ppm。

2.第 1 項で言及された濃度レベルは、指令 69/493/EEC で定義された鉛クリスタルガラスで全体が作られた包装には適用されないものとする。

3.欧州委員会は、本条第 1 項で言及される濃度レベルが再生材料および生産の循環に適用されない条件を決定することにより、また、本条第 1 項第 3 段落に定める要求から免除される包装の種類を決定することにより、この指令を補完するために第 21 条 a に従って委任行為を採択するものとする。



## 第 12 条 情報システムおよび報告

1.加盟国は、加盟国および欧州委員会が本指令に定める目的の実施を監視できるようにするために、包装および包装廃棄物に関するデータベースがまだ整備されていない場合には、調和に基づいて構築されるために必要な措置を講じなければならない。

2.第 1 項で言及されたデータベースは、付属書 III に基づくデータを含み、特に、包装材料およびその製造に使用される部品の毒性または危険性に関する情報を含む、個々の加盟国レベルでの包装および包装廃棄物のフロー、特徴および推移に関する情報を提供しなければならない。

3a.加盟国は、第 6 条(1)の(a)から(i)までの実施に関するデータおよび再利用可能な包装に関するデータを、暦年ごとに欧州委員会に報告しなければならない。

加盟国は、データを収集した報告年の末日から 18 ヶ月以内に、電子的にデータを報告しなければならない。データは、本条 3d に基づき、付属書 III において欧州委員会が定めた様式で報告しなければならない。

第 6 条(1)の(f)から(i)に定める目標および再利用可能な包装に関するデータに関する最初の報告期間は、本条 3d 項に基づき、報告のための様式を定める法律の採択後の最初の暦年の満期に開始し、当該報告期間のデータを対象とするものとする。

3b.本条に従って加盟国が報告するデータには、品質検査報告書、ならびに、該当する場合には平均損失率に関する詳細な情報を含む、第 6 条 a(3)および(8)に従って講じた措置に関する報告書を添付しなければならない。

3c.欧州委員会は、本条に従って報告されたデータを審査し、審査結果に関する報告書を公表するものとする。報告書は、加盟国におけるデータ収集の組織、データの出典、使用された手法、およびそのデータの完全性、信頼性、適時性、一貫性を評価するものとする。評価には、改善のための具体的な勧告が含まれる。報告書は、加盟国によるデータの最初の報告後、およびその後 4 年ごとに作成されるものとする。

3d.2019 年 3 月 31 日までに、欧州委員会は、本条第 3 項 a に従ったデータの報告様式を定めた法律を採択するものとする。本指令の第 6 条(1)の(a)から(e)の実施に関する報告のために、加盟国は委員会決定 2005/270/EC で定められた形式を使用するものとする。これらの法律は、本指令の第 21 条(2)に言及される審査手続に従って採択されるものとする。

4.加盟国は、詳細なデータを提供する際に、中小企業特有の問題を考慮するものとする。

5.加盟国は、関係するすべての経済事業者に対し、本条で要求されるその分野に関する信頼できるデータを所轄官庁に提供するよう求めるものとする。

## 第 13 条 包装の使用者に対する情報

加盟国は、第 22 条(1)に言及する日から 2 年以内に、特に消費者を含む包装の利用者が以下に関する必要な情報を入手することを確保するための措置を講じなければならない。

- 利用可能な返却、収集および回収のシステム。
- 包装および包装廃棄物の再利用、回収およびリサイクルに貢献するための利用者の役割。
- 市場に存在する包装材につけられた表示の意味。
- 第 14 条に規定する包装材および包装廃棄物の管理計画の適切な要素。

また、加盟国は、消費者情報および意識向上キャンペーンを推進しなければならない。

## 第 14 条 管理計画

この指令で言及されている目的および措置を追求するために、加盟国は、指令 75/442/EEC の第 17 条に従って要求される廃棄物管理計画に、第 4 条および第 5 条に従ってとられた措置を含む、包装および包装廃棄物の管理に関する特定の章を含めなければならない。

## 第 15 条 経済的手段

条約の関連規定に基づいて行動し、理事会は、この指令によって設定された目的の実施を促進するための経済的手段を採択する。

当該措置がない場合、加盟国は、共同体環境政策を支配する原則、特に汚染者負担原則および条約から生じる義務に従い、当該目的を実施するための措置を採用することができる。

## 第 16 条 通知

1.指令 83/189/EEC を害することなく、当該措置を採択する前に、加盟国は、本指令の枠内で採択しようとする措置の草案を委員会に通知するものとし、財政的性質の措置を除くが、当該技術的仕様への準拠を促す財政措置に関連する技術的仕様を含み、上記指令に基づく手続きに従った既存規定に照らして委員会が検討できるように、各場合において、その草案を委員会に通知するものとする。

2.提案された措置が指令 83/189/EEC の意味における技術的事項でもある場合、当該加盟国は、本指令で言及される届出手続きに従う際に、その届出が指令 83/189/EEC に対しても同様に有効であることを示すことができる。

## **第 18 条 上市の自由**

加盟国は、本指令の規定を満たす包装の自国領域における上市を妨げてはならない。

## **第 19 条 科学のおよび技術的進歩への適応**

1.欧州委員会は、第 8 条 (2) および第 10 条第 2 段落第 6 号に掲げる識別システムを科学のおよび技術的進歩に適合させるために必要な法律を採択するものとする。これらの法律は、第 21 条 (2) に規定する審査手続に従って採択されるものとする。

2.欧州委員会は、付属書 I に掲げる包装の定義の例示を修正するために、第 21 条 a に従って委任行為を採択する権限を有する。

## **第 20 条 具体的措置**

欧州委員会は、本指令の規定を適用する際に遭遇する困難に対処するため、必要に応じて第 21 条 a に従って委任行為を採択する権限を有する。特に、欧州連合内で極めて少量(例：約 0.1 重量%)で上市される不活性包装材料、医療機器および医薬品の一次包装、小型包装および高級包装に適用される。

### **第 20 条 a プラスチック製レジ袋に関する報告**

1.2021 年 11 月 27 日までに、欧州委員会は、欧州議会および理事会に、連合レベルでの第 4 条 (1a) の措置がポイ捨て対策、消費者行動の変化および廃棄物防止の推進において有効かどうかを評価する報告書を提出する。

評価の結果、採用された措置が有効でないことが判明した場合、欧州委員会は、軽量プラスチック製レジ袋の消費の削減を達成するための他の可能な方法を、EU レベルでの現実的かつ達成可能な目標の設定を含めて検討し、適切であれば立法案を提示するものとする。

2.2017 年 5 月 27 日までに、欧州委員会は、欧州議会と理事会に、酸化分解性プラスチック製レジ袋の使用が環境に与える影響を検証する報告書を提出し、適切な場合には、立法案を提示する。

3.2017年5月27日までに、欧州委員会は、超軽量プラスチック製レジ袋の消費を削減するためのさまざまな可能性のライフサイクルにおける影響を評価し、適切な場合には、立法案を提示するものとする。

## 第21条 委員会の手続き

1.委員会は、指令2008/98/ECの第39条により設立された委員会の支援を受けるものとする。当該委員会は、欧州議会および理事会の規則(EU)No182/2011の意味における委員会であるものとする。

2.本項に言及する場合、規則(EU)No182/2011の第5条が適用されるものとする。委員会が意見を述べない場合、欧州委員会は法律の草案を採択してはならず、規則(EU)No182/2011の第5条(4)の第3段落が適用されるものとする。

### 第21条 a 委任の行使

1.委任行為を採択する権限は、本条に定める条件に従い、欧州委員会に付与される。

2.第11条第3項および第19条第2項ならびに第20条に規定する委任行為を採択する権限は、2018年7月4日から5年間、委員会に付与されるものとする。委員会は、5年間の期間が終了する9ヶ月前までに、権限の委譲に関する報告書を作成しなければならない。権限の委譲は、各期間終了の3カ月前までに欧州議会または理事会が反対しない限り、同一の期間で暗黙のうちに延長されるものとする。

3.第11条(3)、第19条(2)および第20条に規定する権限の委任は、欧州議会または理事会によりいつでも撤回することができる。取消しの決定は、当該決定において特定された権限の委任を終了させる。その決定は、欧州連合の官報に公表された日の翌日またはその中で指定された後日効力を発する。この決定は、既に効力を有している委任行為の効力に影響を与えないものとする。

4.委任法の採択に先立ち、欧州委員会は、より良い法律作りに関する2016年4月13日の機関間合意に規定された原則に従い、各加盟国が指定する専門家に相談するものとする。

5.欧州委員会は、委任法を採択したら直ちに、それを欧州議会と理事会に同時に通知するものとする。

6.第11条(3)および第19条(2)ならびに第20条に従って採択された委任法は、欧州議会および

理事会への通知から 2 ヶ月以内に欧州議会または理事会のいずれかから異議が表明されなかった場合、またはその期間の満了前に欧州議会および理事会が共に異議を唱えない旨を欧州委員会に通知した場合にのみ効力を発生するものとする。この期間は、欧州議会または理事会の主導により 2 カ月延長される。

## 第 22 条 国内法における実施

1.加盟国は、1996 年 6 月 30 日までに、この指令に準拠するために必要な法律、規則および行政規定を発効させなければならない。加盟国は、その旨を直ちに欧州委員会に通知しなければならない。

2.加盟国がこれらの措置を採用する場合、本指令への言及を含むか、またはその公式発表の際に当該言及を添付しなければならない。当該言及を行う方法は、加盟国が定めるものとする。

3.さらに、加盟国は、この指令の範囲内で採択されたすべての既存の法律、規制、行政規定を欧州委員会に伝達しなければならない。

3a.第 4 条および第 6 条に定める目的が達成されることを条件として、加盟国は、管轄当局と関係経済部門との間の協定により、第 4 条(1a)および第 7 条に定める規定を転記することができる。

当該協定は、以下の要件を満たすものとする。

(a)協定は強制力を持つものでなければならない。

(b)協定は、対応する期限を持つ目標を明記しなければならない。

(c)協定は、国の機関誌または公衆が等しくアクセスできる公文書に掲載され、委員会に伝達されなければならない。

(d)達成された結果は、定期的に監視され、協定に定められた条件の下で、主務官庁および欧州委員会に報告され、一般に公開されなければならない。

(e)管轄当局は、協定の下で達成された進捗状況を調査することを保証する。

(f)協定を遵守しない場合、加盟国は、立法、規制または行政措置により、本指令の関連規定を実

施する。

4.包装材の製造に関する要件は、いかなる場合にも、本指令の発効日前に所定の製品に使用された包装材に適用されないものとする。

5.加盟国は、本指令の発効日から5年を超えない期間、この日以前に製造され、既存の国内法に適合する包装の上市を許可するものとする。

## **第 23 条**

指令 85/339/EEC は、第 22 条(1)で言及された日から効力を有するものとして廃止される。

## **第 24 条**

この指令は、欧州共同体の官報に公告された日に発効する。

## **第 25 条**

この指令は、加盟国宛に送付される。

## 付属書I 第3条(1)で言及される基準の具体的な例

基準(i)の具体的な例

*包装材*

お菓子箱

CD ケースを包むフィルムのオーバーラップ

カタログや雑誌の郵送用パウチ(雑誌が中に入っているもの)

ケーキと一緒に販売されているケーキ用ドイリー(敷物)

柔軟な材料(例：プラスチックフィルム、アルミニウム、紙)が巻かれたロール、チューブ、シリンダー(生産機械の部品として意図され、販売ユニットとして製品を提示するために使用されていないロール、チューブ、シリンダーは除く)

植物の販売と輸送にのみ使用され、植物の寿命まで付随することを意図していない植木鉢

注射液用ガラス瓶

CD スピンドル(CD と一緒に販売され、保管用として使用されることを意図していないもの)

衣類用ハンガー(衣類と一緒に販売されているもの)

マッチ箱

無菌バリアシステム(製品の無菌性を保つために必要なパウチ、トレイ、材料など)

飲料装置用カプセル(コーヒー、カカオ、ミルクなど) 使用後、空になるもの

消火器を除く、各種ガスに使用される詰め替え用スチールボンベ

*包装材以外*

植物と一生を共にすることを目的とした植木鉢

工具箱

ティーバッグ

チーズのワックス層

ソーセージの皮

衣類用ハンガー(別売)

使用済みコーヒー製品と一緒に廃棄される飲料装置コーヒーカプセル、コーヒーオイルパウチ、ろ紙、カフェポッド

プリンター用カートリッジ

CD、DVD、ビデオケース(中に CD、DVD、ビデオが入った状態で販売されているもの)

CD スピンドル(収納を目的とし、空の状態の販売されているもの)

水溶性の洗剤包装

墓前灯(ろうそくを入れる容器)

機械式挽臼(詰め替え可能なレシーバーと一体化したもの、例：詰め替え可能なペッパーミル)

基準(ii)の具体的な例

材

紙またはプラスチック製のレジ袋

使い捨ての皿とコップ

クリングフィルム



サンドイッチ用袋

アルミホイル

コインランドリーのクリーニング済み衣類用ビニール

*包装材以外*

攪拌機

使い捨てのカトラリー

包装紙(別売)

紙製ベーキングケース(空売り)

ケーキのドイリー(ケーキとセットで販売)

基準(iii)の具体的な例

*包装材*

製品に直接貼る、または添付するラベル

*包装材の一部*

容器の栓の一部を構成するマスカラブラシ

他の包装品に貼られた粘着ラベル

ホッチキス

プラスチック製クリアファイル

洗剤容器の一部を構成する分量測定用カップ

機械式挽臼(詰め替え不可能なレシーバーに組み込まれ、製品が充填されたもの、例えばコシヨウの入ったペッパーミル)。

包装材以外

無線自動識別(RFID)タグ

## 付属書Ⅱ 包装材の構成ならびに回収可能性に関する本質的な要求事項

### 1.包装材の製造および構成に関する要求事項

-包装材は、包装された製品および消費者にとって不可欠な安全性、衛生性および受容性のレベルを維持するために、包装材の体積および重量が最小限の適切な量に制限されるように製造されるものとする。

-包装材は、廃棄物の階層に沿ったリサイクルを含む再利用または回収を可能にし、包装廃棄物または包装廃棄物管理業務からの残留物を処分する際に環境への影響を最小限にするように、設計、製造および商品化されなければならない。

-包装材は、包装材または包装材の構成要素の成分として有害物質およびその他の危険物質が、包装材または包装材の管理業務からの残留物または包装廃棄物を焼却または埋め立て処分する際の排出物、灰、浸出液中に存在することを最小限に抑えるように製造されていない。

### 2.包装材の再利用に特化した要求事項

以下の要求事項を同時に満たさなければならない。

-包装材の物理的性質および特性は、通常予測可能な使用条件下で、複数回の使用または循環が可能でなければならない。

-作業者の安全衛生要件を満たすために、使用済みの包装材を処理することが可能であること。

-包装材が再利用されなくなり、廃棄物となった場合、回収可能な包装材に特有の要求事項を満たしていること。

### 3.包装材の回収可能性に関する要求事項

#### (a)原料リサイクルの形態で回収可能な包装材

包装材は、共同体の現行基準に従って、上市できる製品の製造に使用される材料の重量で一定の割合のリサイクルを可能にするような方法で製造されなければならない。この割合の設定は、包装材が構成される材料の種類により異なる場合がある。

(b)エネルギー回収の形態で回収可能な包装材

エネルギー回収の目的で処理される包装廃棄物は、エネルギー回収の最適化を可能にするために、最小限の発熱量を有していなければならない。

(c)堆肥化の形態で回収可能な包装材

堆肥化の目的で処理される包装廃棄物は、分別収集および導入される堆肥化プロセスまたは活動の妨げにならないような生分解性のものでなければならない。

(d)生分解性包装材

生分解性包装廃棄物は、物理的、化学的、熱的、生物学的分解性があり、最終的にコンポストの大部分が二酸化炭素、バイオマス、水に分解されるような性質のものでなければならない。酸化分解性プラスチック包装は、生分解性とはみなされないものとする。

### 付属書 III 包装材および包装廃棄物に関する加盟国のデータベースに含めるべきデータ

1.一次包装、二次包装および三次包装について。

(a)材料の大分類ごとの国内で消費された包装材の量(生産+輸入-輸出)(表 1)。

(b)再利用率(表 2)。

2.家庭用および非家庭用包装廃棄物について。

(a)大分類の材料ごとの国内での回収・廃棄量(生産+輸入-輸出)(表 3)。

(b)材料の大分類ごとのリサイクル量と回収量(表 4)。

表 1 国内で消費される包装材(一次、二次、三次)の量

※ 表の添付は省略、原典を参照してください。

表 2 国内での包装材(一次、二次、三次)の再利用率

※ 表の添付は省略、原典を参照してください。

表 3 自国内で回収・処分された梱包材の量

※ 表の添付は省略、原典を参照してください。

表 4 自国内でリサイクルまたは回収された梱包材廃棄物の量

※ 表の添付は省略、原典を参照してください。

## 付属書 IV 第 6 条(1a)の(d)に従って提出される実施計画書

第 6 条(1a)の(d)に従って提出される実施計画は、以下を含むものとする。

- 1.包装廃棄物のリサイクル、埋め立ておよびその他の処理の過去、現在および予測される割合ならびに包装廃棄物が構成される流れの評価。
- 2.指令 2008/98/EC の第 28 条および第 29 条に従って実施されている廃棄物管理計画および廃棄物防止プログラムの実施の評価。
- 3.加盟国が、第 6 条(1)の(g)および(i)に定める関連目標を、そこに定める期限内に達成できないかもしれないと考える理由、ならびに当該目標を達成するために必要な時間延長の評価。
- 4.指令 2008/98/EC の第 4 条(1)および付属書 IVa に規定される廃棄物階層を適用するためのインセンティブを提供する適切な経済手段およびその他の手段を含む、時間延長中に加盟国に適用される本指令の第 6 条(1)の(g)および(i)項に定める目標を達成するために必要な措置。
- 5.第 4 項で特定された措置の実施のための計画、その実施に権限を有する機関の決定、および時間延長の場合に適用される目標達成への個々の貢献度の評価。
6. 汚染者負担の原則に沿った廃棄物管理のための資金調達に関する情報。
- 7.廃棄物管理におけるより良い計画と監視を目的とした、適宜、データの質を向上させるための方策。